

第3次宗像市男女共同参画プラン

一人一人がお互いに認め合い、社会に参加できる、

女性活躍のまち むなかた

～未来を担う子どもたちにつなぐために～

ダイジェスト版

令和3年度～令和7年度

令和3年4月

宗像市

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う」（基本法第 2 条）社会です。

第1章 計画策定の目的と背景

宗像市では、女性問題の総合的な施策の立案とその推進を図るため、平成5年に「宗像市女性問題懇話会」を設置、男女共同参画社会の確立を基本理念とした「むなかたレディースプラン」を策定して以来、男女共同参画に関する施策や事業を積極的に推進しています。

このような取り組みの結果、種々の改善が進み、例えば審議会等委員の女性比率は、県内で上位の結果となっています。しかしながら、そのような進展の一方、社会のさまざまな分野で、意思決定に参加する女性の割合が、依然として低いことも事実です。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等が根強く存在しており、実際に仕事と家庭の両立は、女性も男性も困難な状況にあり、宗像市のみならず、国においても「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、取り組みが進められています。世界では、国際開発目標として国連が掲げる「SDGs（持続可能な開発目標）」の中に「ゴール5. ジェンダー平等の実現」が盛り込まれています。

一方で、配偶者からの暴力等により、安全安心な環境で暮らす権利が脅かされ、困難にさらされている人も多くいます。

このような課題に対応するため、市・市民・地域・事業所等が連携して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる男女共同参画社会」、「一人一人がお互いに認め合い、社会に参加できる、女性活躍のまち むなかた」の実現を目指して、第3次宗像市男女共同参画プランを策定しました。



第2章 計画の概要

● 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画
- 「宗像市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画の推進の基本となる計画
- 「宗像市総合計画」を上位計画とし、男女共同参画の推進に関する基本的な取り組みの方向と具体的な施策を示す計画

以上のことから、この計画は次のような役割を担います

- 本市における男女共同参画に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、事業を実施する際の指針となるもの。
- 国や県等の関係機関に対する要請及び調整の手がかりとなるとともに、市民及び事業者に対しては、先導的・協力要請的な働きかけを行う指針となるもの。

● 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

● 重点項目

本市の現状や社会情勢を踏まえ、次の項目に重点的に取り組みます。

- 1 地域・社会活動における男女共同参画
 - 市の各種審議会への女性登用率向上に努めます
 - 地域や事業所におけるリーダー人材の育成と活躍推進を支援する取り組みをすすめます
- 2 働く場における女性の活躍推進
 - 働く場において、女性のキャリアアップに資する情報の提供や、就業・再就職の支援を行います
 - 女性の起業支援の取り組みをすすめます
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 男性が家事・育児・介護等の家庭生活や地域・社会活動に積極的に参加できるよう制度の周知・啓発を行います
 - 介護や育児に対し、保育園等の整備や育児・介護にかかわる相談対応の充実等を図り、仕事と家庭が両立できる環境づくりに取り組みます
- 4 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり
 - あらゆる世代に対し、DVをはじめとした暴力やハラスメントを許さない意識の啓発に努めます
 - さまざまな媒体を活用し、DV等の相談窓口の周知を行います
 - 関係機関と連携し、DV等被害者の保護と支援の体制づくりを行います
- 5 男女共同参画社会の実現に向けた啓発
 - 男女共同参画推進センターを拠点とし、男女共同参画の市民啓発を行います
 - 関係各課が連携し、地域との協働のもと、さまざまな機会・媒体を活用した啓発を行います

● 計画の体系

◆第3次宗像市男女共同参画プラン

基本理念	関連するSDGs	基本目標	基本施策
<p>一人一人がお互いに認め合い、 社会に参加できる、女性活躍のまち 未来を担う子どもたちにつなぐために</p> <p>むなかた</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>1 地域・社会活動における男女共同参画</p> <p>関連するSDGsのゴール：4,5,8,16</p>	<p>(1)地域における男女共同参画の推進</p> <p>(2)意思決定過程における女性の参画促進</p>
		<p>2 働く場における女性の活躍推進</p> <p>関連するSDGsのゴール：4,5,8,9,16</p>	<p>(1)職場における男女共同参画の推進</p> <p>(2)女性の能力と意欲に応じた就労の促進</p>
		<p>3 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>関連するSDGsのゴール：5,10,16,17</p>	<p>(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発推進</p> <p>(2)子育て・介護支援の充実</p>
		<p>4 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり</p> <p>関連するSDGsのゴール：5,10,16,17</p>	<p>(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援</p> <p>(2)ハラスメント等の防止</p> <p>(3)生涯を通じた女性の健康支援</p> <p>(4)貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備</p>
		<p>5 男女共同参画社会の実現に向けた啓発</p> <p>関連するSDGsのゴール：4,5,10,16,17</p>	<p>(1)教育の場における男女共同参画の推進</p> <p>(2)男女共同参画意識の浸透</p> <p>(3)国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進</p>

施策の取り組み

- ①男女の社会参画の促進と支援
- ②地域活動を促進するためのリーダーの育成
- ③コミュニティにおける女性役員登用の促進
- ④防災・災害時における男女共同参画の推進

- ①審議会等への女性の参画促進

- ①働く環境の整備のための啓発
- ②商・工・農林水産業における男女共同参画の推進
- ③職場における男女共同参画の促進

- ①女性起業家等の育成・支援
- ②女性の就労・キャリアアップ支援

- ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- ②男性の家事・育児・介護参加促進の啓発

- ①子育て中の親への支援
- ②介護に対する支援

- ①DV等の防止の啓発
- ②DV等対策の推進
- ③DV等被害者相談、支援体制の充実

- ①ハラスメント等の防止の啓発

- ①生涯を通じた女性の心と体の健康づくり

- ①高齢者・障がいがある人への支援
- ②ひとり親家庭等への支援
- ③多様な性の理解の推進

- ①就学前教育における男女共同参画の推進
- ②学校教育における男女共同参画の推進
- ③社会教育における男女共同参画の推進

- ①固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の推進
- ②男女共同参画に関する情報提供

- ①国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進

第3章 目指すべき方向と施策の進め方

1 地域・社会活動における男女共同参画

地域社会をより豊かなものとし、男女を問わず生きがいの場となるようにするためには、だれもが参加しやすい環境づくりをすすめることが大切です。地域社会における意思決定の場に、性別に関わらず多様な人の意見が反映されることが重要です。

女性自身が自分の能力や知識、経験に自信を持ち、積極的に参加することができるよう人材育成や啓発、登用の促進が必要です。

また、女性が家事育児負担を多く担っている現状を踏まえ、女性が意思決定の場に参画しやすいような両立支援も必要です。

基本施策(1) 地域における男女共同参画の推進

施策の取り組み

- ①男女の社会参画の促進と支援
- ②地域活動を促進するためのリーダーの育成
- ③コミュニティにおける女性役員登用の促進
- ④防災・災害時における男女共同参画の推進

基本施策(2) 意思決定過程における女性の参画促進

施策の取り組み

- ①審議会等への女性の参画促進

2 働く場における女性の活躍推進

職業生活における女性の活躍推進の取り組みが民間事業者や国、地方公共団体で進められていますが女性の職場における活躍が実感できる状況ではありません。

子育てや介護で離職した女性が再就職する際、非正規雇用を選択することも多く、また仕事と家庭の両立に悩むことになる背景には、職場での性別役割分担意識がまだまだ残っていることや、長時間労働を前提とした働き方の仕組みがあります。女性が自らの意思で働き方を選択できるよう、職場での男女共同参画意識の向上や、女性だけでなく誰もが活躍しやすい働く環境整備を進める必要があります。

基本施策(1) 職場における男女共同参画の推進

施策の取り組み

- ①働く環境の整備のための啓発
- ②商・工・農林水産業における男女共同参画の推進
- ③職場における男女共同参画の促進

基本施策(2) 女性の能力と意欲に応じた就労の促進

施策の取り組み

- ①女性起業家等の育成・支援
- ②女性の就労・キャリアアップ支援

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

市民意識調査では、仕事と家庭、特に育児との具体的な両立支援が求める回答が多く、支援体制や講座等事業の充実を図るとともに、それらを必要としている層に情報が的確に届くような情報提供の仕組みを整えていくことが必要です。

基本施策（１）ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

施策の取り組み

- ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- ②男性の家事・育児・介護参加促進の啓発

基本施策（２）子育て・介護支援の充実

施策の取り組み

- ①子育て中の親への支援
- ②介護に対する支援

4 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会とは、性別に関わらず個人としての尊厳が尊重される社会、差別のない社会であり、その基礎となる理念は人権の確立です。家庭、職場、地域において、安心して生活できるよう、あらゆる暴力を撤廃し、男女共同参画の視点から安全なまちづくりの実現のための取り組みが必要です。

基本施策（１）配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

施策の取り組み

- ①DV等の防止の啓発
- ②DV等対策の推進
- ③DV等被害者相談、支援体制の充実

基本施策（２）ハラスメント等の防止

施策の取り組み

- ①ハラスメント等の防止の啓発

基本施策（３）生涯を通じた女性の健康支援

施策の取り組み

- ①生涯を通じた女性の心と体の健康づくり

基本施策（４）貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

施策の取り組み

- ①高齢者・障がいがある人への支援
- ②ひとり親家庭等への支援
- ③多様な性の理解の推進

5 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

男女共同参画社会の実現をめざすには、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に基づいて構築された社会制度を改革することと、固定化された意識を解消することの両輪で進めなければなりません。固定的な性別役割分担意識は、家庭や地域や学校など様々な場で人々との関わりやメディアを通じて形成されるもので、社会や文化が作る性別、つまり、ジェンダー意識とも言われます。性別にとらわれない意識の形成は、これまでの制度や当たり前とされてきた身の回りの慣習・慣行に問題はないか見直すことから始まります。

あらゆる場で、あらゆる年齢層の人々に対して男女平等意識を浸透させていくことが必要であり、幅広く効果的な啓発の取り組みが求められます。

基本施策（1）教育の場における男女共同参画の推進

施策の取り組み

- ①就学前教育における男女共同参画の推進
- ②学校教育における男女共同参画の推進
- ③社会教育における男女共同参画の推進

基本施策（2）男女共同参画意識の浸透

施策の取り組み

- ①固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の推進
- ②男女共同参画に関する情報提供

基本施策（3）国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進

施策の取り組み

- ①国際交流等による男女共同参画社会の理解の推進

第3次宗像市男女共同参画プラン
(令和3年度～令和7年度)
ダイジェスト版

令和 3年 4月

発行：宗像市

編集：市民協働環境部 男女共同参画推進課

住所：〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL:0940-36-0048 FAX:0940-36-0320

HP:<https://www.city.munakata.lg.jp/>

第3次宗像市男女共同参画プラン
(令和3年度～令和7年度)
ダイジェスト版

